

川崎市上下水道局ウェブサイト広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市上下水道局のウェブサイト（以下「局ウェブサイト」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 局ウェブサイト 上下水道局（以下「局」という。）において管理するウェブサイトのことをいう。
- (2) バナー広告 局ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告掲載者の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。
- (3) 広告掲載者 第9条第1項及び第2項の規定により、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）からバナー広告掲載の承認を受けた者をいう。

(広告の種類)

第3条 局ウェブサイトに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の内容等)

第4条 局ウェブサイトに広告を掲載できる者、当該広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）については、川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載要綱（平成18年6月30日

18川水総庶第196号)及び川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載基準要綱(平成18年6月30日18川水総庶第196号)の規定を準用するものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) サイズは縦90ピクセル×横180ピクセル(以下「1枠」という。)
又は縦180ピクセル×横360ピクセル(以下「2枠」という。)とする。

(2) 画像形式はGIF(動画を含むものを除く。)、JPEG又はPNGとする。

(3) 容量は、1枠は20キロバイト以内、2枠は40キロバイト以内とする。

2 前項に規定するもののほか、川崎市上下水道局ウェブサイトバナー広告表現ガイドラインの規定を遵守しなければならない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、年度を越えて掲載することはできない。

2 広告掲載期間内に局の都合で局ウェブサイトを開鎖した場合、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

3 広告掲載者の責に帰することができない理由により、広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わ

ない。

(広告掲載者の募集)

第7条 広告掲載者の募集は、局ウェブサイト等を利用して行うものとする。

- 2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに随時行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望するものは、川崎市上下水道局ウェブサイト広告掲載申込書(第1号様式)を管理者が指定する期限までに、郵送、メールもしくは川崎市上下水道局ホームページに掲載するフォームのいずれかの方法で提出することにより申し込むものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて、前項の規定による申込みをした者(以下「申込者」という。)に必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 前条第1項又は第18条第2項の規定による申込み後、管理者は、第4条の規定に基づき、広告掲載の承認又は不承認を決定する。

- 2 管理者は、広告掲載を承認した場合は、川崎市上下水道局ウェブサイト広告掲載承認通知書(第2号様式)により申込者に通知する。
- 3 管理者は、広告掲載を承認しない場合は、川崎市上下水道局ウェブサイト広告掲載不承認通知書(第3号様式)により申込者に通知する。
- 4 管理者は、募集期間において前条第1項の規定による申込みがあった枠数が、広告の募集枠数を超えたときは、次の順位により決定する。この場合において、同順位のものについては、掲載希望月数の多いものを優先すること

ができる。

(1) 第1順位 出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、かつ、市内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、かつ、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他私企業又は自営業等

5 前項の規定によっても、広告掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(契約書の作成)

第10条 管理者及び広告掲載者は、前条第2項の通知後、川崎市上下水道局ウェブサイトバナー広告掲載に係る契約書（第4号様式）により速やかに契約書を作成するものとする。

(広告の画像の作成及び提出)

第11条 広告掲載者は、広告の画像を第4条及び第5条の規定に基づき作成し、管理者が指定した期日までに、管理者へ提出する。

2 広告の画像は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料の月額は、1枠が1万円、2枠が2万円とする。

2 広告掲載者は、広告掲載料を管理者の指定する期日までに、納入しなければならない。

(広告の内容の変更)

第13条 管理者は、広告の内容等が、この要領等に抵触していると判断したとき又は各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるときは、広告掲載者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載等の取消し)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載者への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載又は不掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の画像の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告掲載者及び広告の内容等が、この要領等に抵触していると判断したとき又は各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他局ウェブサイトへの広告の掲載が適切でないと管理者が判断したとき。

(広告の掲載の取下げ)

第15条 広告掲載者は、自己の都合により、局ウェブサイトへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告掲載者は、書面により管理者に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 管理者は、広告掲載者の責に帰することができない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告掲載者に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの月数に応じて算定する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日数による日割りとし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を返還する。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第14条第2号から第5号までの規定により広告の掲載を取り消したとき又は前条の規定により広告の掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載者の責務)

第17条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 広告掲載者は、第三者から、広告に関連した損害について請求がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決することとする。

(掲載内容等の変更)

第18条 広告掲載者は、掲載中の広告の内容等及び年度内における掲載期間を月単位で変更することができるものとする。

2 前項の規定により次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合、当該各号の期限までに川崎市上下水道局ウェブサイトバナー広告掲載内容等の変更申込書（第5号様式）を提出することにより管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(1) 掲載期間 変更しようとする月の前月1日

(2) 前号に掲げる事項以外の事項 変更しようとする月の前月1日

(審査委員会)

第19条 広告の内容等に関する疑義があった場合、その内容を審査するため、バナー広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) サービス推進部長

(2) 庶務課長

(3) 情報管理課長

(4) 管財課長

(5) サービス推進課担当課長

3 審査委員会の委員長は、サービス推進部長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第20条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長に事故があるとき又は 委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 2 1 条 審査委員会の庶務は、サービス推進課において処理する。

(その他)

第 2 2 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。